

<資 料>

国連障害者権利条約批准後の条約履行に携わる国立機関の役割に関する比較研究

—— 日本と韓国の特別支援教育に関わる国立研究所の役割の比較 ——

落合 俊郎*・崔 明福**

国際的には特別支援教育の変革のチャンスは2度あった。第1番目は1994年に採択されたサラマンカ声明である。そして、第2番目には2006年に発効した国連障害者権利条約であろう。特に国連障害者権利条約は、特別支援教育の国際的動向をドラマチックに変えただけでなく、障害者の権利の啓発に大きな役割を果たした。国立機関は率先して、国際的な連携をもちながら、国連障害者権利条約の実効のために尽力しなければならない。このような状況の中で、それぞれの国の国立機関は独自に様々な方法で重要な役割を果たしている。本稿では、特に国連障害者権利条約の「第24条 教育」と「第33条 国内における実施と監視」の内容について、日本の国立特別支援教育総合研究所と韓国国立特殊教育院の2つの機関について、ミッション、歴史、役割、組織、人権に関する事業、それに、職員構成について比較した。2つの機関はインクルーシブ教育に関しては同じ目標と機能を有している。しかし、韓国の国立特殊教育院は、国連障害者権利条約批准後の審査に必要とする人権にかかわる政策、役割と研究に対して重点を置き、障害のある児童生徒に関する人権教育のための体系的な組織を有している。日本については、国連権利委員会の審査が2020年春に行われるようである。国連障害者権利委員会による審査（モニタリング）の前に、障害者の人権に関する対応について韓国国立特殊教育院のシステムから学ぶものがあるのではないか。

キーワード：国連障害者権利条約 日本 韓国 国立研究機関 人権

I. はじめに

障害者の権利については、障害者に関する世界行動計画（United Nations, 1983）、子供の権利条約（United Nations, 1989）、そして、障害のある人々の機会均等化に関する基準原則（United Nations, 1993）では、障害のある人々の人権問題が常に潜在していると指摘している。1990年代には、40か国以上の国々が障害のある人々の差別に関する法律を採択していた。そして、2006年の国連障害者権利条約（United Nations, 2006）は、直近の出来事でもあり、障害のある人々の人権に関して最も広範な領域に再認識したものである。つまり、障害のある人々の市民的、文化的、政治的、社会的、そして経済的な権利について包括したものである。その目的は「全ての障害者によるあらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有を促進し、保護し、及び確保すること並びに障害者の固有の尊厳の尊重を促進すること」である。もう一つの論点は、インクルー

シブ教育である。その原理は1994年にスペインのサラマンカで開催された特別なニーズ教育に関する世界会議で最初に国際的に承認され明文化された。サラマンカ声明（UNESCO, 1994）は、すべての子供たちが子供中心の教育学にたつて、彼らに便宜が図られ学校で学びやすくするために、多様なニーズに対応した教育制度を政府がデザインすることを推奨した。

国連障害者権利条約（以下、UN-CRPDとする）は、障害のある人々が教育を受ける権利を享受するためのメカニズムとしてインクルーシブ教育を設定した。第24条で、UN-CRPDは、政府がすべてのレベルでのインクルーシブ教育システムへの平等なアクセスの保障と障害のある子供たちの教育を促進するための合理的配慮と個人への支援サービスを供給することの必要性を強調した。

さらに、第33条は、外務省（2009）では以下のように述べられている。「第33条 国内における実施及び審査 1. 締約国は、自国の制度に従い、この条約の実施に関連する事項を取り扱う一又は二以上の中央連絡先を政府内に指定する。また、締約国は、異なる部門及び段階における関連のある活動を容易にするた

* 大和大学教育学部教育研究科

** 広島大学国際室国際交流グループ

め、政府内における調整のための仕組みの設置又は指定に十分な考慮を払う。2. 締約国は、自国の法律上及び行政上の制度に従い、この条約の実施を促進し、保護し、及び審査するための枠組み（適当な場合には、一又は二以上の独立した仕組みを含む。）を自国内において維持し、強化し、指定し、又は設置する。締約国は、このような仕組みを指定し、又は設置する場合には、人権の保護及び促進のための国内機構の地位及び役割に関する原則を考慮に入れる。3. 市民社会（特に、障害者及び障害者を代表する団体）は、審査の過程に十分に関与し、かつ、参加する。」とされている。主にこの2つの項目について、特別支援教育に携わる日韓の国立研究機関の比較を行った。

II. 方法

本研究では、インターネット情報、パンフレット、学術論文、訪問等を行い比較した。具体的には、日本の国立特別支援教育総合研究所（国立特別支援教育総合研究所、2016）（以下、日本 NISE とする）、韓国の国立特殊教育院（Korea National Institute for Special Education, 2017）（以下、韓国 NISE とする）の比較を行ったものである。比較の基準としては、国連障害者権利条約の条項、日本については、日本政府の「障害者の権利に関する条約 第一回日本政府報告書（日本語仮訳）（2016）」をもとに比較した。UN-CRPD については、韓国は、2007年3月に署名、2008年12月に批准し、日本は2007年9月に署名、2014年1月に批准した。日本は UN-CRPD に関連する国内法を整備した後に批准したので、両者の間に5年1カ月の差が生じた。両機関のミッション、歴史、役割、組織、UN-CRPD と関連する人権に関する対応、人員配置に焦点を当てて比較した。UN-CRPD の批准後は、国内および国際的な審査が行われる（UN, 2010）。韓国はす

に国連障害者権利委員会の審査を終了しており（落合・鄭・崔, 2015）、長瀬（2017）によると、日本については多少の前後はあるが2020年春に審査が行われるとされている。韓国 NISE と日本 NISE の構造的な違いはなぜ生まれたのか。また、UN-CRPD の視点からみるとどのように説明できるのかを考察する。そして、第三十三条の3にあるように、審査においては、政府の関係省庁からの報告だけでなく、当事者、NGO、NP 等の非政府組織からのパラレル報告も参考にされるので、韓国 NISE の状況を知ることは、非常に重要なことであると考えられる。

III. 結果

1. ミッションの比較

インターネット情報、パンフレット、学術論文、訪問等の調査から、Table 1の結果が得られた。

2つの機関のミッションの比較から、両機関は共に特別支援教育に関連する政策、研究、情報の普及・宣伝、教員研修に重点を置いている。しかし、4つの違いがある。第1には、日本 NISE には、韓国 NISE にある人権保護の支援に関する研究部署がない。第2には、日本 NISE には高等教育・生涯教育に関する部署がなく、むしろ学校教育年限の教育に軸足を置いた体制がうかがわれる。第3には、韓国 NISE では、ミッションの中に日本 NISE が言及している「インクルーシブ教育システムの開発」の項目がない。第4には、制度上の違いを反映して、韓国 NISE は特殊教育に関わる教育課程の開発や教科書・指導書の作成・出版を行っている。

2. 歴史の比較

インターネット情報、パンフレット、学術論文、訪問等によって、Table 2の結果が得られた。日本で1979年に行われた養護学校義務制実施によって、それ

Table 1 2つの機関のミッションに関する比較

国名	韓国国立特殊教育院（韓国 NISE）	日本国立特別支援教育総合研究所（日本 NISE）
ミッション	国立特殊教育院（NISE）は22周年を韓国の特殊教育の中心機関として迎えている。NISE は特殊教育関連の政策や研究の確立、研修機会の提供、情報の普及、教育課程の開発と教科書・指導書の作成、障害のある児童生徒の人権保護支援、障害者の職業教育、高等教育、生涯教育の支援に取り組んでいる。NISE は、障害者の生活の質を向上させるために、韓国の特殊教育サービスの改善に継続的に取り組んでいる。	我が国唯一の特別支援教育のナショナルセンターとして、国や地方公共団体等と連携・協力しつつ、インクルーシブ教育システムの構築に向けて、特別支援教育を取り巻く国内外の情勢の変化も踏まえた国の政策課題や教育現場の課題に柔軟かつ迅速に対応する業務運営を行い、もって障害のある子供一人一人の教育的ニーズに対応した教育の実現に貢献することをミッション（使命）とする。

Table 2 2つの国立研究所の歴史に関する比較

国名	韓国国立特殊教育院（韓国 NISE）	日本国立特別支援教育総合研究所（日本 NISE）
歴史	1994年：国立特殊教育院が発足（韓国京畿道安山市）	1971年：国立特殊教育総合研究所が発足（神奈川県横須賀市）、企画室、運営部（庶務課、会計課）、7つの障害教育部と教育工学部、研修情報課、付属教育相談施設、並びに分室（1976年設置：東京都武蔵野市）を設置し、順次、改組や統廃合を行いながら進んできた。研究協力校として、国立久里浜養護学校を設立
	1996年：総務、企画研究、研修部門の創設	2001年：独立行政法人国立特殊教育総合研究所が発足
	1997年：遠隔特殊教育放送の開始	2004年：組織改編により企画部、教育支援研究部、教育研修情報部、教育相談センター設置
	1998年：障害者教育福祉情報センターの発足	2006年：教育相談センターを教育相談部に改組
	2004年：付属遠隔教育研修センターの設立	2007年：独立行政法人国立特別支援教育総合研究所に名称変更
		2008年：教育支援研究部を教育支援部に名称変更、発達障害教育情報センター設置、研究班体制を開始
	2010年：牙山施設の完成（韓国忠清南道牙山市）	2011年：組織改編により企画部、教育支援部、教育相談部、教育研修・事業部、教育情報部設置
		2012年：教育相談部を教育支援部に統合
	2013年：チームの再編成：カリキュラム&教科書チーム、人権保護チーム、キャリア/職業教育チーム、高等/生涯教育チーム	2016年：組織改編により研究企画部、研修事業部、情報・支援部、インクルーシブ教育システム推進センターの設置
	2014年：「ハッピースペース」レジャー&カルチャー体験スペースをオープン	
2016年：庶務支援チームの新設		

まで義務教育から猶予・免除されていた重度・重複障害のある児童生徒の教育が開始された。日本 NISE は、その準備のため1971年に設立され、数年の範囲で順次、以下の組織が設立、改組、統廃合、拡大を行いながら進んだ。具体的には、企画室、7障害教育部と教育工学部、運営部（庶務課、会計課）、分室（1976年設置）並びに付属教育相談施設、研修情報課、隣接する研究協力校として国立久里浜養護学校が創設され、重度・重複障害のある幼児・児童の教育に特化した唯一の国立養護学校としてスタートした（国立特殊教育総合研究所・国立久里浜養護学校、1992）。

一方、韓国 NISE は、1994年に総務、企画研究、研修の分野から始められ、障害別に分類された組織で構成されなかった。さらに韓国 NISE は、1997年から地方の教育委員会や特殊教育学校との遠隔コミュニケーションシステムを用いて、講義の配信や障害児の評価

や教育に関する指導助言のフィードバックを開始し、2004年に遠隔教育訓練センターを設立した。韓国 NISE は教育課程の作成と発達障害児（知的障害を含む）の教育のため、障害の程度にそって3つの水準で初等教育から後期中等教育までの教科書と指導書を著作・出版している（落合・鄭・鄭・姜・島田、2014）。一方、日本 NISE は2008年に発達障害教育情報センターを設置し、インターネット配信による講義・情報発信を開始している。日本と韓国では、教科書の著作・出版の制度が異なり、日本 NISE はさまざまな関連書籍や報告書を著作・出版・配信しているが、教科書の出版はしていない。韓国 NISE は2010年から、京畿道安山市と忠清南道牙山市の2拠点体制になり、その設備・施設の拡大が行われた。韓国 NISE は、U.N-CRPD の批准から5年後の2013年に人権保護チームを結成している。2014年には、「ハッピースペース」レジャー&カル

チャー体験スペースをオープンし、レジャーやスポーツ体験を行う施設が発足した。

日本の国立特別支援教育総合研究所と国立久里浜養護学校（現、筑波大学附属久里浜特別支援学校）については、直近の情報はインターネット情報並びに要覧、当初の記録は、国立特殊教育総合研究所・国立久里浜養護学校（1992）「二十年誌」によった。

3. 2つの機関間の役割の比較

どちらの機関も障害児教育に関する研究ならびに教員への研修機会の提供、情報の普及宣伝、障害に関する理解啓発については、ほぼ同じ役割を演じている。ただ、2機関間のミッションの違いを反映して、その役割の違いも認められる。韓国 NISE では特殊教育の教育課程の開発と教科書・指導書の作成、当事者の情報格差をなくすために、保護者や障害のある人々がアクセス可能な特殊教育情報コンテンツの提供、雇用拡大のための職業訓練に関する役割、生涯学習に関わる役割を担っている。日本 NISE では、インクルーシ

ブ教育システム推進のための役割とインクルーシブ教育システム推進センターの存在が強調されている。

4. 2機関間の組織に関する比較

2つの機関のミッション、役割、そして、UN-CRPD 批准の時期、批准以後の年月の長短、取り巻く政治的背景が2つの機関の組織の違いとして反映されているようだ。総務、研究、それに研修を行う組織の存在は両機関に共通に認められる。韓国 NISE の教育課程の開発と教科書開発チームは制度的な違いが反映されたものである。日本でも研究・実践されつつあり、新学習指導要領（文部科学省、2017）でも強調されているが、韓国 NISE では情報支援課に高等・生涯教育チームが整備されている。更に研修課に人権保護チームが置かれている。そこには、人権保護事業案内があり、保護者や障害のある人々が理解できる内容の教材コンテンツが整備されダウンロードできるようになっている。日本では人権に関する韓国 NISE のような大規模な仕組みは教育分野では見られていないので、イ

Table 3 2つの組織間の役割の比較

国名	韓国国立特殊教育院（韓国 NISE）	日本国立特別支援教育総合研究所（日本 NISE）
役割	1. 社会の変化とニーズに応じた研究と教育課程と教科書の開発 2. 特殊教育に関する高い品質の研修事業 3. 情報格差を縮小するために、障害のある人々がアクセス可能な特殊教育情報の提供 4. 障害のある人々の雇用の機会を拡大するための職業訓練支援 5. 障害のある成人のための生涯学習を通じた教育福祉	1. 研究活動 国の特別支援教育政策立案及び施策の推進等に寄与する研究を行い、研究成果の幅広い普及を図ること 2. 研修事業 各都道府県等における特別支援教育政策や教育実践等の推進に寄与する指導者の育成や資質向上に係る支援等を行うこと 3. 情報収集・情報発信 特別支援教育に関する情報収集・情報発信を充実するとともに、幅広い関係者の理解の促進、関係団体と連携した効率的・効果的な情報提供を行うこと 4. インクルーシブ教育システム推進センター インクルーシブ教育システムに係る研究所のリソースを一元化したセンターを設置し、各都道府県・市町村の直面する課題の解決に寄与する取組等を行うこと

Table 4 2つの機関の組織の比較

国名	韓国国立特殊教育院（韓国 NISE）	日本国立特別支援教育総合研究所（日本 NISE）
組織	総務課 企画研究課 教育課程：教科書開発チーム 研修課 人権保護チーム 情報支援課 高等・生涯教育チーム キャリア・職業訓練チーム	研究企画部 研修事業部 情報・支援部 発達障害教育情報センター インクルーシブ教育システム推進センター 総務部

メージしにくいのではないか。その具体的な内容は以下の通りである。

(1) 運営目標：①障害のある児童生徒の人権保護のための研究及び教育資料の開発、②障害のある児童生徒の人権保護担当者の力量強化、③障害のある児童生徒の人権保護のために設置した常設モニタリンググループ（障害のある人々の人権が守られているか監視する役割をもつ）との協体制構築及び支援、④障害に対する認識を改善するための関連事業支援。

(2) 運営方針：①人権親和的な学校文化づくり戦略を支援するための研究を実施、②障害のある児童生徒の自己防御行動・護身を強化するためのコンテンツの開発及び関連資料の普及、③障害のある児童生徒の人権保護担当者及び相談専門員の力量を強化するためのワークショップの開催、④常設モニタリングの効率的な運営のためのコンサルティング支援、⑤障害のある児童生徒の人権保護事業関連のモニタリングと関係機関との協力を通じて障害に対する意識を改善する事業の実施。

(3) 事業内容：①人権保護に関連する研究・教育資料の開発、i) 特殊教育現場の人権親和的な学校文化づくり支援に関わる方法の開発・普及、ii) 障害のある児童生徒の自己防御行動・護身を強化するためのマルチメディアコンテンツ（中等教育生徒用）の開発、②人権保護支援事業及び現場支援、i) 障害のある児童生徒の人権保護担当者の力量強化（・常設モニタリンググループの担当者ワークショップ・常設モニタリンググループ相談専門員の研修）、ii) 常設モニタリンググループ運営支援（・常設モニタリンググループコンサルティングの支援・常設モニタリンググループの現場点検結果の集計及び分析・常設モニタリンググループの運営マニュアル改善支援）、③障害のある幼児児童生徒の人権保護事業に関連するモニタリング、④障害に対する意識の改善及びインクルーシブ教育の関連事業などである。障害のある幼児児童生徒の人権侵害予防コンテンツをクリックすると、特殊教育の現場で障害のある児童生徒の人権保護及び人権侵害予防のための児童生徒、教員、保護者が活用できるマルチメディア資料が閲覧できる。資料は、幼児人権侵害予防と小学校児童用権利侵害予防の内容として構成されている。これは、UN-CRPDの根底にNothing About Us Without Us（私たち抜きに私たちのことを決めないで）の原則があり、アドボカシーの観点からの設置と考えられる。幼児用のコンテンツの内容は、「みんなにとって大切な権利」「無視やいじめをしないで」「私を守って」

「好きなことを選んで表現することができる」「たくさん遊びたい」「みんなと一緒に遊んで学ぶ」「友たちと一緒にいたい」「痛くされるのは嫌」「私を相手にしてほしい」「こんな気持ちは嫌」という題目で構成されている。児童用は、「こんにちは人権」「幸せになる権利がある」「尊重される権利がある」「命と安全の保護を受ける権利がある」「健康に育つ権利がある」「私の生活を保護される権利がある」「自由に表現する権利がある」「決定の権利がある」「宗教自由の権利がある」「休む権利がある」「文化と芸術を楽しむ権利がある」「勉強する権利がある」「一緒にいる権利がある」「情報へのアプローチの権利がある」「選挙に参加する権利がある」「虐待を受けない権利がある」「暴力を受けない権利がある」「私の体は大切です」「サイバー攻撃に注意する」「私の人権は私が守る」などの題目で構成されている。さらに、障害のある幼児児童生徒のための性教育に関する動画も所蔵されている。

幼児児童生徒用のコンテンツの各題目をクリックすると、映像が流れ、内容の詳しい説明がアナウンスされる。また、手話での説明も同時に進行されている。コンテンツは、どんな時に人権が侵害されたと判断すべきか、侵害された時にはどのように対処すべきか、またどのような予防対策があるかなどについて障害のある児童生徒も十分理解できるよう分かりやすく作成され、コンテンツのダウンロードも可能である。

5. 職員構成

韓国 NISE の職員構成（2017年現在）は、研究職29人（院長1人を含む）、一般職20人、総計49人。日本 NISE の職員構成（2016年現在）は、役員4人（2人が非常勤）、研究職46人（内非常勤4人）、一般職29人、総計79人（内非常勤6人）の構成である。韓国 NISE の研究職の割合は59%、日本 NISE の研究職の割合は58%とほぼ同じ割合である。

IV. 考察

1. 障害児教育に関する日韓国立研究機関の機能の差異に影響した歴史的背景について

UN-CRPD を韓国は日本より5年1カ月早く批准した。それは、ヨーロッパ諸国並みの迅速さであった。この理由を考えると次のことが言えるのではないか。韓国で1977年に策定された特殊教育振興法が1994年に全面改正され、今日の国連障害者権利条約の内容や後に日本が制度化する内容に通じるいくつかの項目が既に内包されていた。アメリカのIEPにあたる個別化

教育計画、保護者の権利・アピール権、就学決定プロセスを居住地の通常の学校の通常の学級から開始し、特殊学級、特殊学校への就学プロセスで行うこと、保護者教育、差別の禁止と罰則規定等が立法化された(落合, 2002)。しかし、地方の教育委員会での履行義務が明記されなかったため、地域差が出たり、施行しなかった地域も多かった。だが、法律として存在していたために、UN-CRPDを批准した後、多くの国内法の整備する必要もなく、きわめて短時間にUN-CRPDを批准できたのではない。

2. 日韓国立研究機関の差異に影響した政治的・法整備の背景について

韓国 NISE が研究活動、情報の普及・宣伝、教員研修だけではなく、院内のリソースに対して、保護者や障害のある幼児児童生徒がアクセス可能な構造になった。それには以下の政治的・法整備のプロセスがあったからと考えられる。김도현 (キムドヒョン, 2007) によると、大きな影響を与えたのは、1994年の特殊教育振興法の大改正に始まり、2007年に採択された「障害者等に対する特殊教育法 (장애인등에 대한 특수교육법 (법률 제8483호 신규 제정 2007. 05. 25.))」の存在であると考えられる。2006年に UN-CRPD が国連において発効する前から、当事者や保護者、教育関係者が2003年に結成した「全国障害者教育権連帯」の活動があった。そして、2005年から障害者支援法を策定する運動を開始し、2006年には国会議員による「障害者の教育支援に関する法律案」を国会で発議し、国会前でのテント籠城などにより、議員案と政府案を折衷した「障害者等に対する特殊教育法」が2007年4月に採択、2008年5月に施行された。この法律が当事者・保護者の法律といわれる所以はこのような経過があるからである。「障害者等に対する特殊教育法」と特殊教育振興法を比較すると以下の違いが認められる。幼稚園から高等学校までを義務教育にすることにより国の責務を強化したこと、障害者の高等教育を受ける権利を保障するために大学内障害学生支援センターの設置を明記したこと、障害者の生涯教育について規定し、成人障害者の生涯教育の法的根拠を設定したこと、特殊教育支援センターの設置により「正当な便宜供与」(日本では合理的配慮と和訳)を図るようにしたことがあげられる。2007年4月に障害者差別禁止法が公布され、2008年から施行された。人権については、2001年に策定された「国家人権委員会法」にもとづき国家人権委員会の設置が行われ、2007年3月「障害者差別禁止法

及び権利救済に関する法律」が国会で採択された。2008年以降、この法律による申し立て件数が著しく増加している(崔, 2013)。一方、金(2013, p.32)は、『『当事者主義が大きく反映された法』として指摘を受けるほど、障害児の保護者の立場を大きく反映したことを誰も否定し難い。従って障害児の保護者のニーズは、その幅が広がっているだけではなく、その強さも次第に高まっている。法が守られない場合には、当事者だといえる特殊教育対象者、またはその保護者は、国家や地方自治体を相手に意見を陳情するのは当然である。しかし、しばしば、その矛先が特殊教育教員に向かっていく場合が多くなってきた。特殊教育教員は法的規則を守ると同時に、保護者の要求にも応じなければならないことで、大変な状況に置かれている。』という課題を生んでいる。

障害者雇用のあり方を質的に大きく変えた社会的企業は、2007年に設立され、2011年施行された社会的企業育成法によって法制化された。障害者の生産活動を支える優遇措置は、2000年から実施された障害者生産品優先購買制度に始まり、2008年以降、重度障害者生産品優先購買制度となった(姜・落合, 2011)。そして、2008年12月に UN-CRPD を批准した。

UN-CRPD の「第33条の国内における実施及び監視」の項目のなかで、日本における条約の実効のための国内における人権擁護機関として、「障害者の権利に関する条約 第一回日本政府報告(2017, p.64)」では、「我が国における中央連絡先は、内閣府政策統括官(共生社会政策担当)付参事官(障害者施策担当)付及び外務省総合外交政策局人権人道課であり、政府内における調整のための仕組みについては、内閣府政策統括官(共生社会政策担当)付参事官(障害者施策担当)付が担当する。」とされており、人権擁護に携わる行政機関として法務省に人権擁護局が設けられ、講演会や座談会の開催、啓発冊子等の配布、各種イベント等の啓発活動を実施している旨が報告されており、特別支援教育に携わる機関の役割については言及されていない。

UN-CRPD の「第30条 文化的な生活、レクリエーション、余暇及びスポーツの参加」については、日本政府報告書(内閣府, 2017, pp.59-60)では、「199. 文部科学省の調査(2013年)によると、過去1年間に週1回以上スポーツ・レクリエーションを行った割合は、成人一般が47.5%であるのに対し、障害者(成人)は18.2%にとどまっており、障害者のスポーツ参加を一層促進する必要がある。2015年度より、スポー

ツ関係者と障害福祉関係者が連携・協働体制を構築し、地域において一体的に障害者スポーツを推進する取組を支援している。また、障害児を含めた障害者の日常的なスポーツ活動を推進するため、特別支援学校等を拠点とした障害者のスポーツ活動の拠点づくりを推進するための援を実施することとしている。」と述べられ、新学習指導要領（文部科学省，2017，p.16）でも、「第5節 児童又は生徒の調和的な発達の支援」の「1 児童又は生徒の調和的な発達を支える指導の充実」では、「(4) 児童又は生徒が、学校教育を通じて身に付けた知識及び技能を活用し、もてる能力を最大限伸ばすことができるよう、生涯学習への意欲を高めるとともに、社会教育その他様々な学習機会に関する情報の提供に努めること。また、生涯を通じてスポーツや芸術文化活動に親しみ、豊かな生活を営むことができるよう、地域のスポーツ団体、文化芸術団体及び障害者福祉団体等と連携し、多様なスポーツや文化芸術活動を体験することができるよう配慮すること。」とされている。

V. おわりに

日本政府は、UN-CRPD を批准した後、非常に多くの法整備や対策を迅速に行った。そして、多少の前例はあるが、2020年春に国連人権委員会による審査が行われるとされている（長瀬，2017）。金参燮（2013，p.32-33）は、韓国のインクルーシブ教育に関して「口先だけでトータル・インテグレーション（フル・インクルージョンと同義：著者挿入）が行われており、彼らのインクルーシブ教育のための実際的な支援は行われていない。このような問題を改善するため「障害者等に対する特殊教育法」は、国及び地方自治体の主管で行われる資格研修及び職務研修に特殊教育に関連する内容を含むよう規定しているだけでなく、通常教育の教員に対しては特殊教育と関連した職務研修課程を、特殊教育教員に対しては、通常の教科教育に関する職務研修課程をそれぞれ別途の独立した職務研修として実施しなければならないと規定している。しかし、その結果は微妙である。」と評した。そして、韓国に対する審査結果は、特殊学校、特殊学級への在籍者の増加と、通常の学級で行われているインクルーシブ教育は、国連が目指すそれとは異なるという意見が出された（落合・鄭・崔，2015）。

インクルーシブ教育システムの解釈について考える必要がある。つまり、「第24条 教育」の2の（e）

Effective individualized support measures are provided in environments that maximize academic and social development, consistent with the goal of full inclusion. を長瀬訳では「(e) 完全なインクルージョンという目標に則して、学業面の発達及び社会性の発達を最大にする環境において、効果的で個別化された支援措置がとられること。」外務省訳では「(e) 学問的及び社会的な発達を最大にする環境において、完全な包容という目標に合致する効果的で個別化された支援措置がとられること。」とされており、フル・インクルージョン（full inclusion）を「完全なインクルージョン」と「完全な包容」と翻訳している。特別支援教育の用語としても解釈するとフル・インクルージョンとは、特別支援学級、特別支援学校、通級指導教室のようなあらゆる「別学体制」を拒否するインクルーシブ教育であり、通常の学校の通常の学級のなかで障害の有無や軽度・重度に関係なく同じ教室で教育することを意味する（中村・岡，2005）。韓国に対する国連委員会の意見から予想すると、国連が求めているのはフル・インクルージョンではないかと考えられる。しかし、フル・インクルージョン体制が実現されているイタリアの状態を見ると（独立行政法人教員研修センター，2014；落合，1997）、小学校では、障害のある児童がいない場合は、学級定員が25人、そして、2学級3担任制で、障害のある児童がいる場合は定員が20人に減り、支援教師や支援員の加配がある。OECD 諸国の中でも、学級定員が最も多い、韓国と日本では、フル・インクルージョンを行おうとしても、物理的に不可能であり、現在の状態で実行しようとするれば、教員のストレスが非常に大きくなるのではないかと。イタリアの小学校の授業では、教科書中心の授業ではなく、いわゆるアクティブラーニング仕様の授業であり、少ない学級定員での複数担任制と加配教員による知的障害のある児童生徒の参加も考慮した授業を可能にしている。日本も韓国もフル・インクルージョンが国の将来の在り方として必要かどうかを真摯に議論し、そこに踏み込むのであれば、かなりの変革と覚悟が必要なのではないかと考えられる。

韓国の国立特殊教育院のミッション、歴史、機能、組織は、考察で述べたように、その歴史的、政治的な国内事情にあるのではないかと論じた。また、UN-CRPD の「第33条 国内における実施及び監視」において、「条約の実施に関連する事項を取り扱う一又は二以上の中央連絡先」として、日本では内閣府と法務省があげられ、文部科学省あるいは特別支援教育機関

は明記されていない。しかし、障害のある児童生徒と最も頻繁に、身近に長期間にわたって接する特別支援教育教員の研修を行う場所であり、教員の便宜を考えた場合、韓国 NISE の組織の在り方は参考になるのではないか。それは、「第8条 意識の向上」の2の「(b) 教育制度の全ての段階（幼年期から全ての児童に対する教育制度を含む。）において、障害者の権利を尊重する態度を育成すること。」「(d) 障害者及びその権利に関する啓発のための研修計画を促進すること。」項目で言及されており、「第21条 表現及び意見の自由並びに情報の利用の機会」で障害のある児童生徒がアクセスできるマスメディアを整備して、「締約国は、障害者が、第二条に定めるあらゆる形態の意思疎通であって自ら選択するものにより、表現及び意見の自由（他の者との平等を基礎として情報及び考えを求め、受け、及び伝える自由を含む。）についての権利を行使することができることを確保するための全ての適当な措置をとる。」とされており、コミュニケーション能力や認識力が十分でない障害のある児童生徒を第三者としては最も良く理解している特別支援教育教員も教材に容易にアクセスできる場所としての国立機関の役割があると考えられる。また、障害のある人々が自らの人権を侵害されているかどうかを自覚し表現したり、自分たちの人権はく奪の実態を周囲の人々に、表現したりすることは容易ではなく、それを教員や保護者が読み取るのにも困難さがあり、多くの研究が必要であろう。また、「第24条 教育」の項目で、「5 締約国は、障害者が、差別なしに、かつ、他の者との平等を基礎として、一般的な高等教育、職業訓練、成人教育及び生涯学習を享受することができることを確保する。このため、締約国は、合理的配慮が障害者に提供されることを確保する。」とされ、また、「第30条 文化的な生活、リクリエーション、余暇及びスポーツへの参加」の項目では「5 締約国は、障害者が他の者との平等を基礎としてレクリエーション、余暇及びスポーツの活動に参加することを可能とすることを目的として、次のことのための適当な措置をとる。」（途中省略）「(b) 障害者が障害に応じたスポーツ及びレクリエーションの活動を組織し、及び発展させ、並びにこれらに参加する機会を有することを確保すること。このため、適当な指導、研修及び資源が他の者との平等を基礎として提供されるよう奨励すること。」とされ、同様の内容が新学習指導要領でも強調されている内容を含んでいる。韓国 NISE は、これらの要件を忠実に組織化しているように見える。

日本に対する UN-CRPD の国連障害者権利委員会による審査が2020年春に行われると言われている。特別支援学校、特別支援学級に在籍する児童生徒や通級による指導を受けている児童生徒数がこれまでに急増している状態について、韓国に対する委員会による審査の様子からすると、どのような評価になるのか気になるところである。また、障害のある人々に関する人権の侵害についても、2016年7月26日に神奈川県相模原市の神奈川県立津久井やまゆり園で起きたいわゆる「相模原障害者施設殺傷事件」は、重度の障害者を19人殺傷、26人に重軽傷を負わせた大量殺人事件であった。第二次世界大戦後最大の障害者の殺害とも言われ、海外の首長から弔電・弔意が表されるほど重大な事件であり、障害者の人権だけでなく生命をも蹂躪したものであった。また、2017年12月23日に大阪府寝屋川市で起きた精神疾患があるといわれる33歳長女の十数年にわたる監禁による死亡という悲惨な事件が起きている。障害のある児童生徒のセルフ・アドボカシーの強化も行わなければならない。国連委員会による審査のためだけではなく、このような惨事を再び起こさないためにも、韓国 NISE の人権保護チームのような対策を講ずる必要がある。

文 献

- 崔榮繁(2013)第1章 韓国の障害者教育法制度と実態。
小林昌之編「開発途上国の障害者教育—教育法制と就業実態」調査研究報告書, アジア経済研究所, 9-31.
- 外務省(2009) 障害者の権利に関する条約(2009年政府仮訳) <http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000018093.pdf> (2017年11月6日閲覧).
- 独立行政法人国立教員研修センター(2014) 平成25年度教育課題研修者海外派遣プログラム研修成果報告書 特別支援教育の充実, イタリア(I-1団).
- 장애인등에대한특수교육법(법률제8483호신규제정 2007. 05. 25.)
- 姜美羅・落合俊郎(2011) 韓国の社会的企業の現状と課題. 広島大学大学院教育学研究科附属特別支援教育実践センター研究紀要, 9, 39-50.
- 김도현(2007) 차별에서항하라: 한국의장애인운동 20년, 1987~2006년, 박종철출판사.
- 金參嬖・崔明福 訳(2013) 韓国特殊教育の概要. 広島大学大学院教育学研究科附属特別支援教育実践センター研究紀要, 11, 23-33.

- 国立教員研修センター（2014）平成二十五年度教育課題研修者海外派遣プログラム研修成果報告書 特別支援教育の充実，イタリア（I－1団）。
- 国立特殊教育総合研究所・国立久里浜養護学校（1992）二十年誌。
- 国立特別支援教育総合研究所（2016）国立特別支援教育総合研究所要覧。
- Korea National Institute for Special Education（2017）http://www.nise.go.kr/jsp/knise/en/en_message.jsp（2017年8月1日閲覧）。
- 文部科学省（2017）特別支援学校小学部・中学部学習指導要領。
- 長瀬修（2017）障害者権利委員会第17会期の概要と特徴—カナダの審査，日本の審査見通し。国連障害者権利条約 障害者権利委員会報告会 発表資料2017年6月7日 JDF日本障害フォーラム（JDF）主催，http://www.dinf.ne.jp/doc/japanese/rights/rightafter/jdf170607_nagase.html（2017年11月6日閲覧）。
- 内閣府（2016）障害者の権利に関する条約 第一回日本政府報告（日本語仮訳）www.mofa.go.jp/mofaj/files/000171085.pdf（2017年11月10日閲覧）。
- 中村満紀男・岡典子（2005）アメリカ合衆国におけるフル・インクルージョン論と障害マイノリティ創出の諸要素。心身障害学研究，29，17-33。
- 落合俊郎（1997）イタリアの特殊教育制度。落合俊郎編著，世界の特殊教育の新動向，日本発達障害福祉連盟，231-239。
- 落合俊郎（2002）韓国の挑戦 全訳と解説「特殊教育振興法」。季刊人権と教育，社会評論社，62-72。
- 落合俊郎・鄭東榮・鄭海東・姜美羅・島田保彦（2014）韓国の知的障害・発達障害のある児童生徒のための教科書・教科用特定図書について。広島大学大学院教育学研究科附属特別支援教育実践センター研究紀要，12，1-16。
- 落合俊郎・鄭東榮・崔明福（2015）日本・韓国・中国におけるインクルーシブ教育の進捗状況に関する国際比較—国連障害者の権利条約採択前後からの制度・環境整備・実施状況についての国際比較。日本特殊教育学会第53大会，自主シンポジウム 83。
- UNESCO（1994）World Conference on Special Needs Education: Access and Quality. Salamanca Statement, UNESCO.
- United Nations（1983）WORLD PROGRAMME OF ACTION CONCERNING DISABLED PERSONS, http://disability-studies.leeds.ac.uk/files/library/united-nations_worldprogramme.pdf#search=the+World+Program+of+Action+Concerning+Disabled+Person（2017年11月1日閲覧）。
- United Nations（1989）Convention on the Rights of the Child, <https://treaties.un.org/Pages/Page.aspx>（2017年11月1日閲覧）。
- United Nations（1993）the Standard Rules on the Equalization of Opportunities for Person with Disabilities, https://treaties.un.org/Pages/AdvanceSearch.aspx?tab=UNTS&clang=_en（2017年12月1日閲覧）。
- United Nations（2006）The UN Convention on the Rights of Persons with Disabilities, <https://www.un.org/development/desa/disabilities/>（2017年11月1日閲覧）。
- United Nation, Human Right Office of the High Commission of Human Right（2010）Monitoring the Convention on the Rights of Persons with Disabilities Guidance for human rights monitors Professional training series No. 17.（2018. 1. 12受理）

**A Comparative Study on the Role of National Organizations Concerning
the Implementation of the Convention after the Ratification of the
UN Convention on the Rights of Persons with Disabilities
—Comparison of the Roles of National Institutes Concerning Special
Needs Education between Japan and South Korea —**

Toshiro OCHIAI

Faculty of Education, Yamato University

Min Fu CUI

International Office Department of International Affairs

International Exchange Group, Hiroshima University

Internationally, there was a chance of reforming special needs education twice. The first one is the Salamanca statement adopted in 1994. Secondly it might be the United Nations Convention on the Rights of Persons with Disabilities (Then after UN-CRPD) that came into force in 2006. In particular, UN-CRPD not only changed the international trend of special education dramatically but also played a major role in enlightening the rights of persons with disabilities. National organizations should take the initiative and make efforts to make UN-CRPD effective and enforce international cooperation following UN-CRPD. Under such circumstances, the national organizations of each country independently play an important role in various ways. In this article, standing on the contents of Article 24 Education and Article 33 National Implementation and Monitoring of UN-CRPD, Japan National Institute of Special Needs Education and Korea National Institute of Special Education were compared their mission, history, function, system, human rights works and staff organization. Two institutes have the same purpose, functions for inclusive education research activities and in-service training for teachers. However, Korea National Institute of Special Education is focusing on policies, functions providing easy-access educational materials for children with disabilities, in-service training and research on human rights which should be necessary for the examination by the Committee on the Rights of Persons with Disabilities after ratification of UN-CRPD. Regarding Japan, it seems that the examination by the Committee on the Rights of Persons with Disabilities will be held in the spring of 2020. There is something to learn from the system of the Korea National Institute of Special Education about the systematic arrangement of highlighting human rights of persons with disabilities.

Keywords: Convention on the Rights of Persons with Disabilities, South Korea, Japan, national institutes, human rights